

○南あわじ市手話言語の確立及び障害者のコミュニケーションに関する条例

平成30年3月30日

条例第13号

私たちにとって言語は、知識を蓄え、お互いの気持ちを理解し合い、文化を創造するうえで不可欠なものである。

手話もまた、ろう者にとって、物事を考え、お互いの感情を伝え合い、心豊かな社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものである。

しかし、手話を言語として使用する環境が整えられてこなかったことから、ろう者は、多くの不便や不安を抱えながら生活してきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）において、手話が言語として位置付けられ、手話を利用しやすい環境の整備が求められている。

また、手話だけではなく、全ての障害者の円滑なコミュニケーションを促進するためには、それぞれの障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択の機会の確保及び情報の取得又は利用のための選択の機会を拡大することが必要である。

ここで私たちは手話を言語として認識するとともに、障害者が必要とするコミュニケーション手段の普及を促進することにより、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら自分らしく心豊かに暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、障害者のコミュニケーションについての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、障害者の日常生活及び社会生活における円滑なコミュニケーションを促進し、もって障害のある人もない人も分け隔てられることなく、理解し合い、自分らしく安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 法第2条第1号に規定する障害者をいう。
- (2) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (3) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、音訳、分かりやすい表現等、障害者が日常生活及び社会生活において使用する意思疎通の手段をい

う。

(4) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者等、障害者の意志疎通の支援等を行う者をいう。

(5) 合理的配慮 社会的障壁（障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他の一切のものをいう。）を取り除くために、状況に応じて行われる配慮で、可能な範囲で最大限提供されるべきものをいう。

（基本理念）

第3条 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保は、障害のある人とない人とが相互の違いを理解し、互いに人格と個性を尊重することを基本として行われなければならない。

2 障害者がそれぞれの障害の特性に応じたコミュニケーションを円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。

3 手話の普及及び理解は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が心豊かな日常生活や社会生活を営むために大切に受け継がれてきた言語であるとの認識のもとに推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、障害者のコミュニケーションに関する施策を推進するものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、障害者のコミュニケーションに関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障害者のコミュニケーションに関する市の施策に協力するとともに、障害者がそれぞれの障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすくするための合理的配慮の提供に努めるものとする。

（施策の推進方針）

第7条 市は、障害者の円滑なコミュニケーションを促進するため、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段への理解及びその普及のための施策

(2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関する施

策

(3) コミュニケーション支援者の確保及び養成のための施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前各号の施策を推進するときは、障害者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。